



農地再生推進事業補助金

荒廃農地を活用して規模拡大したい農業者を支援します！



年々増加する荒廃農地を解消するため、市では荒廃農地等を再生・活用し、経営規模の拡大を目指す農業者に対する支援事業を実施しています。

補助金① 荒廃農地の再生に対する補助

樹木の伐採・伐根、草の刈払・地下茎の除却、深耕・整地等を行い、農地を再生する取り組みに対して補助します。

【補助額】 事業分類及び土地の状況ごとの補助単価は以下のとおりです。

事業分類	土地の状況	補助単価（1 aあたり）	
		中山間地域以外	中山間地域
田・畑の再生	樹木あり	23,000円	25,500円
	草のみ	17,000円	19,500円
果樹園の再生	抜根・改植あり (特定作物)	67,500円	70,000円
	抜根・改植あり	27,500円	30,000円
	抜根・改植なし	19,500円	22,000円

〈一団の荒廃農地の再生加算〉

1 ha 以上の一団の荒廃農地を再生した場合、1 ha あたり50万円を加算します。

※中山間地域：倉淵・箕郷・榛名・吉井(岩崎、上奥平、下奥平、坂口、多胡、神保、高、塩、東谷、大沢)地域

※特定作物：梨、プラムなどの果樹棚の設置が必要とされる果樹。

事業完了日までに当該設備の設置が確認できる場合に限り対象とする。

補助金②

荒廃農地等の再整備や農業生産に必要とされる施設・設備・機械の導入に対する補助（補助金①に対して加算）

農業生産用のトラクター等の導入や荒廃農地を整備するために使うバックホー等の導入経費に対して補助します。



【補助率】 3分の2 【上限額】 事業分類ごとの上限額は以下のとおりです。

事業分類	再生面積	補助上限額
田・畑の再生	25 a 以上50 a 未満	上限 25万円
	50 a 以上100 a 未満	上限 50万円
	100 a 以上200 a 未満	上限100万円
	200 a 以上250 a 未満	上限200万円
	250 a 以上	上限250万円
果樹園の再生	20 a 以上40 a 未満	上限 50万円
	40 a 以上100 a 未満	上限100万円
	100 a 以上150 a 未満	上限150万円
	150 a 以上200 a 未満	上限200万円
	200 a 以上	上限250万円

※「田・畑の再生」では25a 以上、「果樹園の再生」では20a 以上の再生が条件となります。

補助を受けるための要件

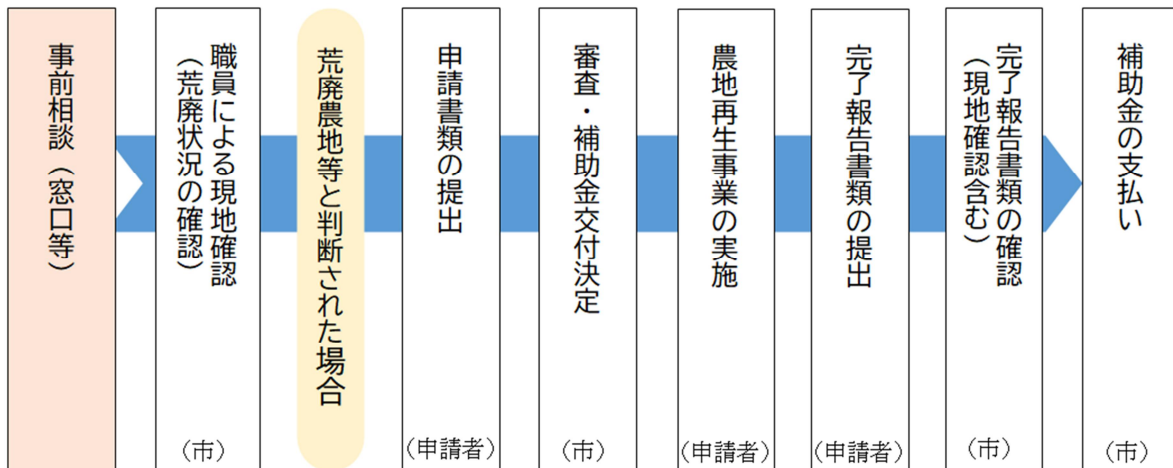
【対象農地（以下のいずれかに該当する農地）】

- ① 荒廃農地との判定を受けている農振農用地（青地）
- ② 荒廃農地と同程度の荒廃状況にあると判断された農振農用地（青地）
- ③ 荒廃農地と同程度の荒廃状況にあると判断された農地等で、農振農用地に編入可能なもの
※自己所有地は対象外です。農業者が借入または取得して耕作する農地等が対象となります。
※事業実施する農地は、事業実施の翌年度から5年以上耕作する必要があります。

【対象者（以下のいずれかに該当する者）】

- ① 本市の住民基本台帳に記録され、市内に40a以上の経営農地面積のある個人
- ② 上記の者と同一の農家世帯員として農地台帳に記載のある個人
- ③ 本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体で、市内に40a以上の経営農地面積のあるもの
- ④ 農業生産施設として10a以上を利用する農業者
- ⑤ 本市の認定農業者等もしくは、市内に主要な圃場を有する広域認定農業者
- ⑥ 中間管理事業を活用し、市内に40a以上の経営農地面積のある農業者
※市税の滞納がある場合は対象外となります。

手続きの流れ



※補助金の交付決定前に事業実施（荒廃農地の再生や機械等の導入）した場合、本補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

お問合せ・窓口

高崎市役所農政部農政課

電話：027-321-1317

メール：nousei@city.takasaki.gunma.jp